

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

①立地環境・人口等

【位置・地勢】

平成 17 年 10 月 1 日、上福岡市と大井町が合併し、新市「ふじみ野市」が誕生した。本市は、都心から 30km 圏内、さいたま新都心から 10km に位置し、北と西は川越市、南は三芳町、東は富士見市に隣接している。気候は、太平洋側気候で、冬季は強い北西の季節風と晴天の日が多く、夏は高温になり、降雨量も比較的多いのが特徴である。

市内東部には国道 254 号バイパス、西部には関越自動車道、中央部には国道 254 号(川越街道)、東武東上線がそれぞれ南北に貫いています。

首都圏に位置しながらも、川や緑の豊かな自然が残り、最先端技術を有する製造業や交通の利便性を活かした物流業、近郊農業などが発展し、住みよいまちとして成長を続けている。



【人口】

当市の人口・世帯数については、令和 4 年 12 月 1 日現在で人口が 114,039 人と平成 27 年 12 月 1 日よりも 1,181 人増え、伸び率は 1.04% 増となっている。世帯数は 53,894 世帯と、平成 27 年よりも 4,330 世帯増え、8.73% 増となり、総人口の伸び率 1.04% を上回っている。そのため、1 世帯当たりの人員は減少傾向で、令和 4 年には 2.11 人と、少人数による世帯構成が進んでいる状況が窺える。

②想定される災害リスク

当市は地盤が強固で地震に強く、水害もなく、穏やかな気候に恵まれた地域であるため、比較的災害は少ない地域であるが、大規模災害に備え十分な対策が必要である。

【地震】

(当市で過去に発生した主な地震災害)

当市をはじめとする埼玉県で被害が発生した大規模な地震災害は次のとおり。当市においては建物及び人的被害は軽微であった。

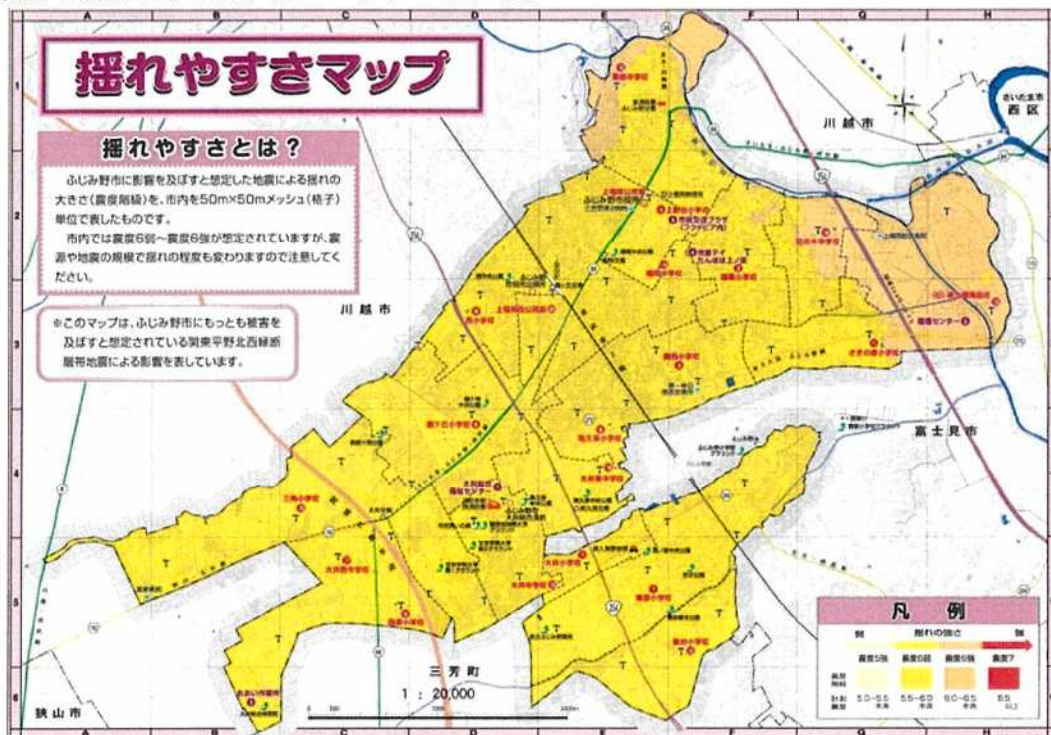
発生年月日	地震名称	規模	震源地域	被害概要
1855 年 11 月	安政江戸地震	M6.9	江戸	県内の推定震度は、大宮 5、浦和 6。荒川～利根川間で人家等被害多数
1923 年 9 月	関東大震災	M7.9	関東南部	県内被害として、死者 316 名、負傷者 497 名、行方不明者 95 名、家屋全壊 9,268 棟
1931 年 9 月	西埼玉地震	M6.9	埼玉県北部	県内被害として、死者 11 人、負傷者 114 人、家屋全壊 172 棟
2011 年 3 月	東日本大震災	M9.0	三陸沖	県内最大震度 6 弱(宮代町)、負傷者 104 名、家屋全壊 24 棟、半壊 199 棟、一部損壊 16,568 棟、火災発生 12 件

(当市で今後発生が予測される地震災害の被害想定)

埼玉県が平成 24 年・25 年度に行った「埼玉県地震被害想定調査」で想定された 5 つの地震のうち、比較的切迫性が高い「東京湾北部地震」と、ふじみ野市の被害が大きくなる「関東平野北西縁断層帯地震 (破壊開始点中央)」を地震ハザードマップにおける対象としている。

- 「東京湾北部地震」 (海溝型地震 マグニチュード 7.3)
  - ・フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映  
※今後 30 年以内に南関東地域で M7 級の地震が発生する確率：70%
  - ・ふじみ野市の想定震度：大半が震度 5 強、一部 6 弱
  - ・地震の突き上げ強振動は南関東方向から来る
  - ・全壊棟数 (揺れ+液状化)：2 棟、半壊棟数 (揺れ+液状化)：95 棟
  - ・焼失棟数 (冬の午後 6 時、風速 8m/s)：79 棟
- 「関東平野北西縁断層帯地震 (破壊開始点中央)」 (活断層型地震 マグニチュード 8.1)
  - ・深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定  
※今後 30 年以内の地震発生確率：0.008%以下
  - ・ふじみ野市の想定震度：大半が震度 6 弱、一部 6 強
  - ・地震の突き上げ強振動は北～東方向から来る
  - ・全壊棟数 (揺れ+液状化)：249 棟、半壊棟数 (揺れ+液状化)：1,812 棟
  - ・焼失棟数 (冬の午後 6 時、風速 8m/s)：388 棟

○地域別の揺れやすさは、次のマップのとおり。



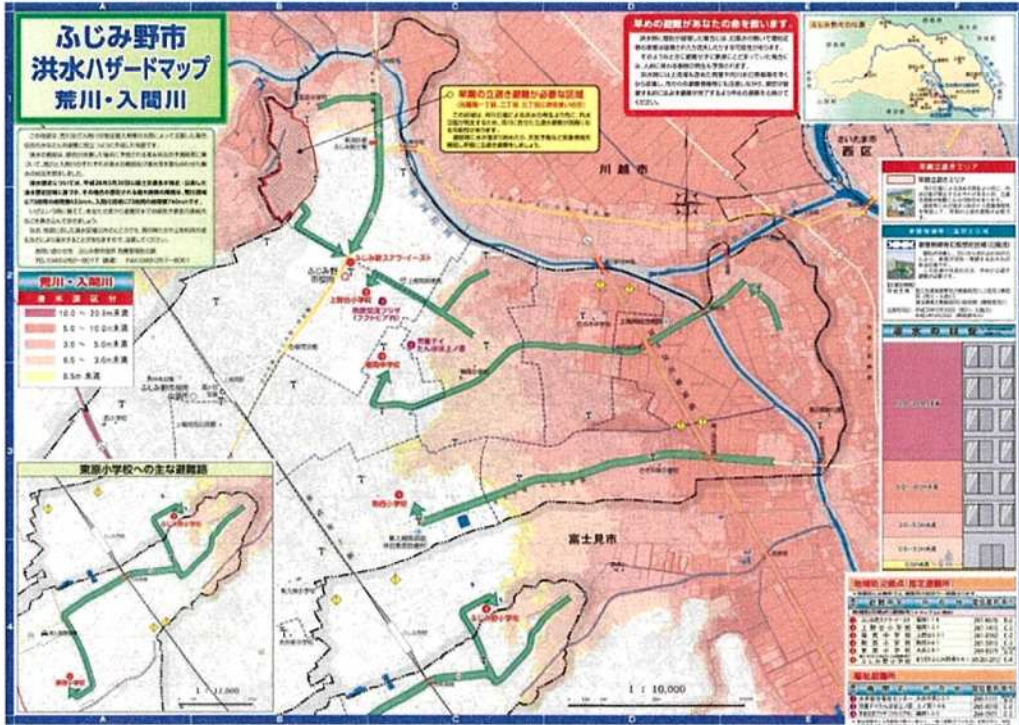
### 【風水害】

(当市で過去に発生した主な風水害)

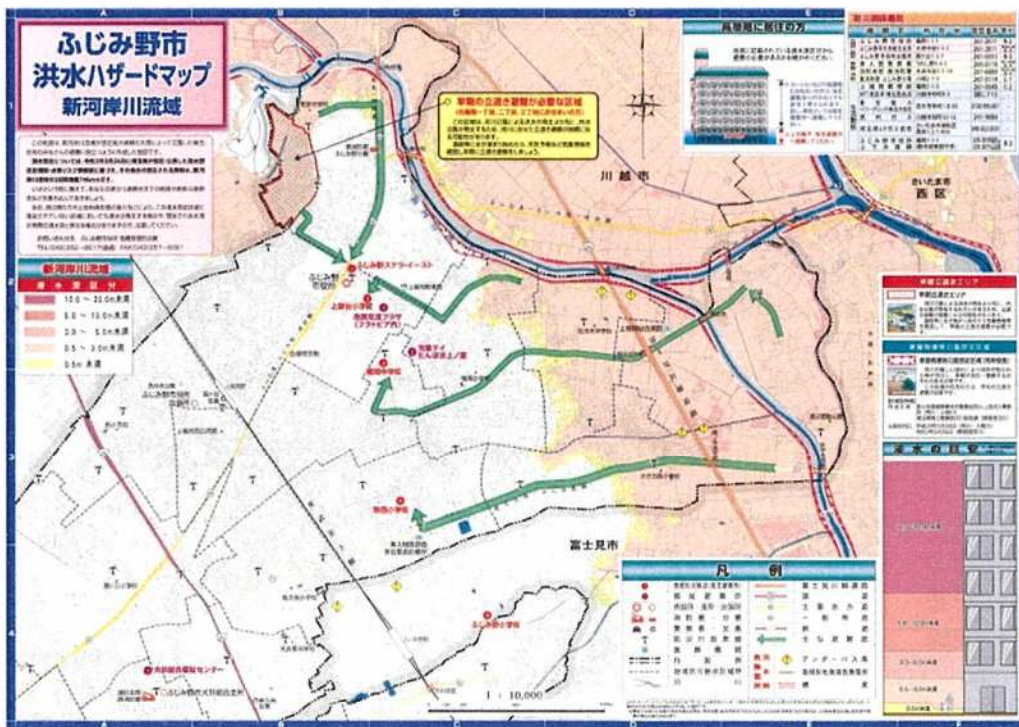
当市においても、過去には洪水などにより甚大な被害が出ており、近年においては平成 29 年 10 月に発生した台風第 21 号によりふじみ野市及び川越市の行政界にまたがって位置する江川流域都市下水路の流域に生じた内水滞留による浸水被害が発生した。また、令和元年 10 月の台風第 19 号では、災害救助法が適用される大きな被害が発生した。

(当市で今後発生が予測される風水害の被害想定)

- 「荒川・入間川」が想定最大規模の大雨によって氾濫した場合のハザードマップ  
(荒川流域に 72 時間の総雨量 632 mm、入間川流域に 72 時間の総雨量 740 mmの想定)



- 「新河岸川」が想定最大規模の大雨によって氾濫した場合のハザードマップ  
(新河岸川流域の 2 日間雨量 746 mmの想定)



## 【感染症】

近年、新型コロナウイルスによる感染症が複数発生し、当市でも令和4年9月26日時点で延べ20,311名が感染した。新型インフルエンザはこれまでも世界的に大きな流行を繰り返し、人々の生命・健康に重要な影響を与えてきた。新型コロナウイルスにおいても（再度）感染症の影響が拡大した場合、事業の継続に大きな支障をきたす可能性がある。

## （2）商工業者の状況

### ①事業所数及び小規模事業者数

当会地区内における事業所数は3,006社となっており、うち小規模事業者数は2,085者で、全体の69.3%を占めている。

産業別の当市の事業所数割合をみると、建設業10.0%、製造業8.1%、卸売・小売業23.3%、サービス業56.8%である。合併前の上福岡地域が上福岡駅東西を中心として商店会で構成される典型的な商業地域であったことから、現在も商業・サービス業の事業者が多くなっている。

業種	事業所数	小規模事業者数	備考（立地状況等）
建設業	302	282	市内全域に立地
製造業	245	206	町工場が多い
運輸・通信業	52	40	
卸売・小売業	699	432	
サービス業	1,707	1,125	上福岡地域に多い
その他	1	0	
合計	3,006	2,085	

（出典：平成28年「経済センサス」活動調査）

### ②事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の策定状況

当会の調べでは令和4年12月までにおいて、「事業継続力強化計画」の認定を受けた当会の会員事業者数は16者である。

事業継続計画（BCP）の策定事業者数については未調査であるが、全体的に低いと推測される。

## （3）これまでの取組み

### ①ふじみ野市の取組み

ふじみ野市では、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、地域防災計画を策定しており、市の地域の災害に係る予防対策、応急対策及び復旧復興対策に関する事項を定め、防災の万全を期することを目的に防災活動を総合的かつ計画的に実施している。

計画は、全5部（総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧復興対策計画、その他自然対策計画）及び資料編で構成され、各種災害対策を記載している。

また、ふじみ野市国土強靱化地域計画の策定や内水ハザードマップの作成、新型インフルエンザ等対策行動計画に伴う感染症対策も併せて実施している。

- ・ふじみ野市国土強靱化地域計画の策定
- ・総合防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・備蓄倉庫の整備
- ・Fメール（防災行政無線放送内容メール）の配信
- ・緊急速報メールによる緊急情報の配信

- ・地震ハザードマップの作成
- ・洪水ハザードマップの作成
- ・内水ハザードマップの作成
- ・ふじみ野市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

## ②当会の取組み

### 【周知対応】

- ・県主催等の事業継続計画（BCP）策定セミナーの周知と参加促進
- ・事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画に関する各種施策の周知

### 【策定対応】

- ・事業継続計画（BCP）セミナー実施(2020年1月)
- ・事業継続力強化計画策定セミナー実施(2021年10月・2023年2月)

### 【保険対応】

- ・ビジネス総合保険（全国商工会連合会）の周知及び加入促進
- ・総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）の周知及び加入促進

### 【訓練対応】

- ・市が実施する防災訓練周知への協力

### 【災害時対応】

- ・地区内事業者の被災状況収集及び関係機関への報告
- ・被災事業者に対する各種補助金制度の周知及び申請支援
- ・被災事業者への公的融資の斡旋

### 【感染症対応】

- ・感染防止対策の周知、対応支援
- ・事業者に対する各種補助金、給付金等の情報提供
- ・事業者に対する公的融資の斡旋
- ・経営指導員等による各種個別相談の実施

## II. 課題

当会や地区内事業者の自然災害・感染症リスク対策における課題は次のとおりである。

### （1）事業者の事業継続強化面に対すること

- ①小規模事業者においては、災害リスクへの認識や災害時における情報収集手段、避難場所、事業者の責務等、事業継続に関する知識が充分ではない。
- ②防災や減災の取り組みを図る事業継続計画（BCP）および事業継続力強化計画を策定している事業者は一部に限られている。

### （2）当会の支援体制に関すること

- ①事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画の策定支援に対する取り組みは、国や県の施策普及の広報周知活動、セミナー開催程度にとどまっており、事前対応の活動が十分とはいえない。また、職員の災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP作成支援等）を推進するノウハウやスキルが不足している。
- ②職員間で情報や責任共有が十分に浸透しておらず、実際の災害発生時に機能しない懸念がある。
- ③被災からの早期の復旧・復興を行い、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会とふじみ野市の間における緊急時における連絡体制や協力体制等の構築が必要である。
- ④災害時対応や災害リスク軽減対策のためのBCP策定・保険等の加入促進に対する助言を行える職員が不足しているため、県や外部機関とも連携した支援を強化する必要がある。

### (3) 感染症対策に関すること

- ① 地区内事業者に対して予防接種の推奨、手洗いの徹底、出社のルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の周知など状況に応じた支援を強化する必要がある。

### (4) 災害発生時の被害状況の把握や応急復興及び活動面に関すること

- ① 災害発生時における職員の安否確認方法及び出勤体制について、取り決めが出来ていない。
- ② 被害状況の把握方法及び支援活動について、具体的な内容が決められていない。

## Ⅲ. 目標

目標は次の4項目とする。

### (1) 事業継続力強化面の目標

- ① 地区内事業者に対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、BCP策定の必要性を周知する。
- ② 地区内事業者に対し、「事業継続計画 (BCP)」「事業継続力強化計画」策定の支援を行う。
- ③ BCPの策定支援を行った地区内事業者に対しフォローアップを行い、環境の変化に応じて計画のPDCAサイクルを回す。

(事業継続力強化計画・事業継続計画を通じた目標)

- ① 意識向上と被害発生時における迅速な対応行動の実現
- ② 自然災害等における事業縮小や倒産のリスクの軽減
- ③ 従業員が安心して働ける環境づくり
- ④ 顧客や市場からの企業的・社会的な信用の獲得



(事業継続計画)

- ① 優先して継続・復旧を行う中核事業の特定
- ② 緊急時における中核事業の復旧目標時間の設定
- ③ 事業継続に向けた設備・仕入品等の代替策の準備
- ④ 従業員・顧客と事業継続に向けたプロセスの明確化

(事業継続力強化計画)

- ① 災害等のリスク対応に取り組む必要性の認識
- ② 事業活動に影響を与える自然災害等の想定
- ③ 安全確保、防災、復旧に向けた事前対策の抽出
- ④ 迅速な初動対応体制の整備、訓練・教育の実施

### (2) 当会の支援体制面での平時における目標

- ① 当会が果たすべき役割や行動計画を災害発生直後、災害発生後、復旧に向けた時期に分けて整理し、対応事項や手順などを危機管理マニュアルとして作成し、災害発生時の早期業務復旧の体制作りを行う。また、各種研修会に当会職員を派遣し、各種損害保険や事業継続計画 (BCP)・事業継続力強化計画の策定等を推進するための知識やノウハウの習得を通じて資質の向上を図る。
- ② 当会策定「事業継続計画 (BCP)」を全職員で共有し、計画に基づく行動確認や訓練を実施する。
- ③ 災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会とふじみ野市との間における被害情報確認・

報告ルートを構築する。

- ④災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、その他の関係機関（埼玉県商工会連合会、埼玉県火災共済連合会、損害保険会社）との連携体制を平時から構築する。

**（３）感染症発生時の被害状況の把握や感染拡大防止面での目標**

- ①感染症の国内感染拡大期、地区内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における連絡・支援体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

**（４）災害発生時の被害状況の把握や応急復興及び活動面における目標**

- ①職員の安否の確認を行い、出勤体制を整える。
- ②ふじみ野市と協力し、会員事業者及び市内事業者の被害状況を把握するとともに、相談窓口を設置するなど、市内事業者に対し、被災状況に伴う様々な復興支援を行う。

**※その他**

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### I. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年5月1日～令和10年3月31日）

### II. 事業継続力強化支援事業の内容

#### 1. 事業継続力強化に対する実施内容

##### （1）事業者における事業継続力の強化に対する支援

###### ①ーア 小規模事業者の災害リスク把握・周知

- ・ 当会職員による巡回や窓口指導時にふじみ野市ハザードマップや地震ハザードステーション（J-SHIS）等を用いて、事業所立地場所の自然災害等の発生リスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。

###### ①ーイ 災害リスク対策の広報周知

- ・ 市広報、商工会報、会員宛DM、ホームページ、SNS、指導時等において、国や県等の施策の紹介や災害リスク対策の必要性、事業継続計画（BCP）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 同様にリスクファイナンス対策として、災害リスクを軽減するための損害保険等（自然災害の損害補償や感染症特約付き休業補償など）の概要等を紹介する。

###### ①ーウ 感染症リスクへの対策・環境整備支援

- ・ 業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・ 当会においてもWeb会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて、必要な機器や通信環境等を整備をさらに進める。

###### ②ーア 事業継続計画・事業継続力強化計画の策定支援

- ・ 専門家を招聘し、「事業継続計画（BCP）」、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定に関するセミナーや個別相談会を開催する。
- ・ セミナーや個別相談会に出席した地区内事業者に対して専門家を派遣し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化計画」の策定に向けた支援を行う。

###### ③ーア 計画策定事業者へのフォローアップ

- ・ 地区内事業者の事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の進捗について、当会職員が巡回や窓口等で確認し、改善や見直しが必要な場合には専門家を交えるなどしてフォローを行う。

##### （2）当会の平時における支援体制面の強化

###### ①ーア 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 令和5年12月までに当会の「事業継続計画（BCP）」を策定し、組織体制の強化を図る。

###### ①ーイ 災害発生時における迅速な支援を行うための防災備品等の備蓄

- ・ 自然災害等による被害に備えて、可能な範囲内で防災備品や食料等を購入し備蓄する。
- ・ 同様に感染症の対策用品（消毒液やマスク等）を購入し、備蓄する。

###### ①ーウ 当会職員の支援スキルの向上

- ・ 事業者のBCP策定支援、保険や共済の重要性について助言する知識やノウハウの向上を図るため、各種研修会へ当会職員を派遣する。

###### ②ーア 当会「事業継続計画（BCP）」の策定



- ・ 当会職員の安否確認、避難訓練の他、地区内事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。

### ③-ア 災害情報確認ルート・報告ルートについて

- ・ 災害発生時において情報確認・報告ルートを職員で把握するとともに関係機関との連携体制を強化する。また、地震等の自然災害発生を想定して、当会とふじみ野市産業振興課との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。

### ④-ア 連携事業者と市内事業者への説明会等の実施

- ・ 損害保険会社等と連携し、地区内事業者を対象に災害リスクに備えた損害保険制度の説明会や個別相談会を開催できるよう事前に調整を図る。

### ④-イ 他市との情報共有及び効果的な支援策の検討

- ・ 当会とふじみ野市の行政懇談会や埼玉県商工会連合会、6市1町小規模事業経営支援事業（地域連携型）連絡会議での会合時などに各機関の取組状況等の情報交換を行い、効果的な支援策等を習得し取り入れを図る。

## (3) 感染症発生時の被害状況の把握や感染拡大防止体制の構築

### ①-ア 感染防止対策の徹底及び拡大防止における取組

- ・ 国や県の対策方針を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務（在宅勤務）を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。
- ・ 感染症等の影響により、当会職員の欠勤が起こりうるため、全職員の多能工化やデータによる可視化を推進する。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、埼玉県の対処方針に基づき当会による感染症対策を行う。
- ・ 当会職員のいずれかが感染した場合は、保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。
- ・ 職員全員が感染するなど応急対策ができない場合は、ふじみ野市および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。

## (4) 当会における災害発生時の被害状況の把握や応急復興活動

### ①-ア 当会職員内における情報共有

- ・ 発災後直ちにLINE ワークス及び商工会災害システム等を活用して、職員の安否確認及び被害状況の把握を行う。その際には、家族の安否確認も行うほか、業務従事の可否、大まかな被害状況を情報収集し、当会とふじみ野市、埼玉県商工会連合会等で共有する。

### ①-イ 安全な出勤体制の確保

- ・ 地震、火災、暴風、豪雨等による被害が発生し、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は出勤せず職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に安全確認を行った上で出勤する。

### ②-ア 被害状況の確認・応急対策の検討

- ・ 大まかな被害状況を速やかに確認し、その状況をふじみ野市および埼玉県商工会連合会等の関係機関と速やかに情報共有を行い、以下の応急対策を検討する。

### ②-イ 応援要請体制について

- ・ 職員全員が被災するなど応急対策ができない場合は、ふじみ野市および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。

### ②-ウ 災害発生後における情報提供について

- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）について、地区内事業者等へ周知及び説明を行う。

- ・被災事業者には各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要  
な「罹災証明書」について周知し取得を促す。

②-エ 災害発生後における相談窓口の設置について

- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・相談窓口・特別相談窓口においては、金融支援、共済・保険手続き支援、労務支援、税務支援、被災事業者施策支援、支援策要望を優先的に実施する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある地区内事業者を対象とした支援策の提供や相談窓口の開設等を行う。

②-オ 災害発生後における支援内容及び連携内容について

- ・国・埼玉県の方針に従って、被災事業者に対して復旧・復興支援を行う。
- ・必要に応じて当会の備品機材の貸出しや配布を行う。
- ・被災した地区内事業者が低金利融資を早期に受けられるよう金融機関と協力及び連携を図る。また、早期復旧できるよう優先的な修繕・修理に向け建設関連団体と連携を図る。
- ・被害規模が大きく、当会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県埼玉県商工会連合会等に相談する。
- ・事業再建計画の策定を支援する。

## 2 当会における応急対策の方針

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	応急対策
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身の安全を確保</li> <li>・地域被災者の人命救助への協力</li> <li>・被害状況の把握および報告</li> <li>・(特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の把握および報告</li> <li>・地域災害対策への協力</li> <li>・(特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な対応なし</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

当会とふじみ野市は災害時、以下の間隔で被害状況等を共有する。

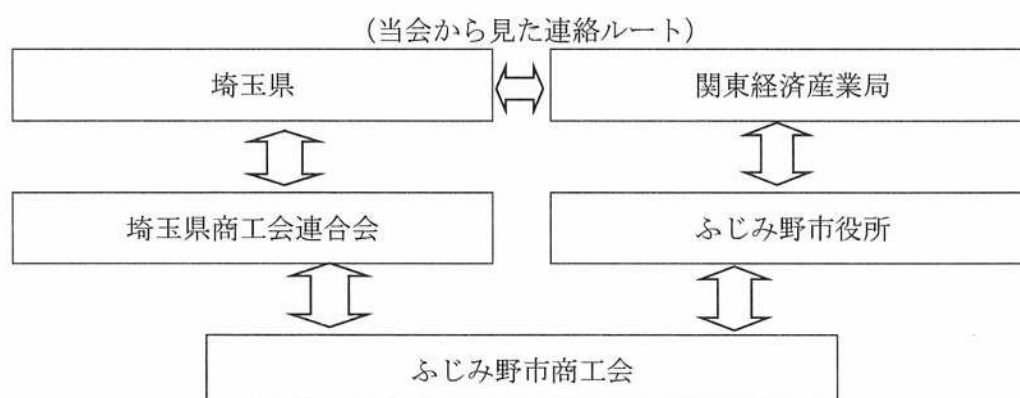
時期	交換頻度
発生後～1週間	1日に2回程度共有する。 ※必要に応じて追加する
1週間～2週間	1日に1回程度共有する。
3週間～1ヶ月	1週間に2回程度共有する。
1ヶ月以降	新たな被害が判明した時点で共有する。

※連絡は、電話・FAX・メール、携帯等を用いて行う。ただし、通常の連絡手段が使えない場合には当会が市役所を訪問し、直接被害情報等を報告する。

※埼玉県商工会連合会等の関係機関には、適時被害状況等を報告する。報告には全国商工会連合会の商工会災害システムも活用する。

### 3 災害発生時における指示命令系統・連絡体制

- ①自然災害等発生時に、地区内事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。



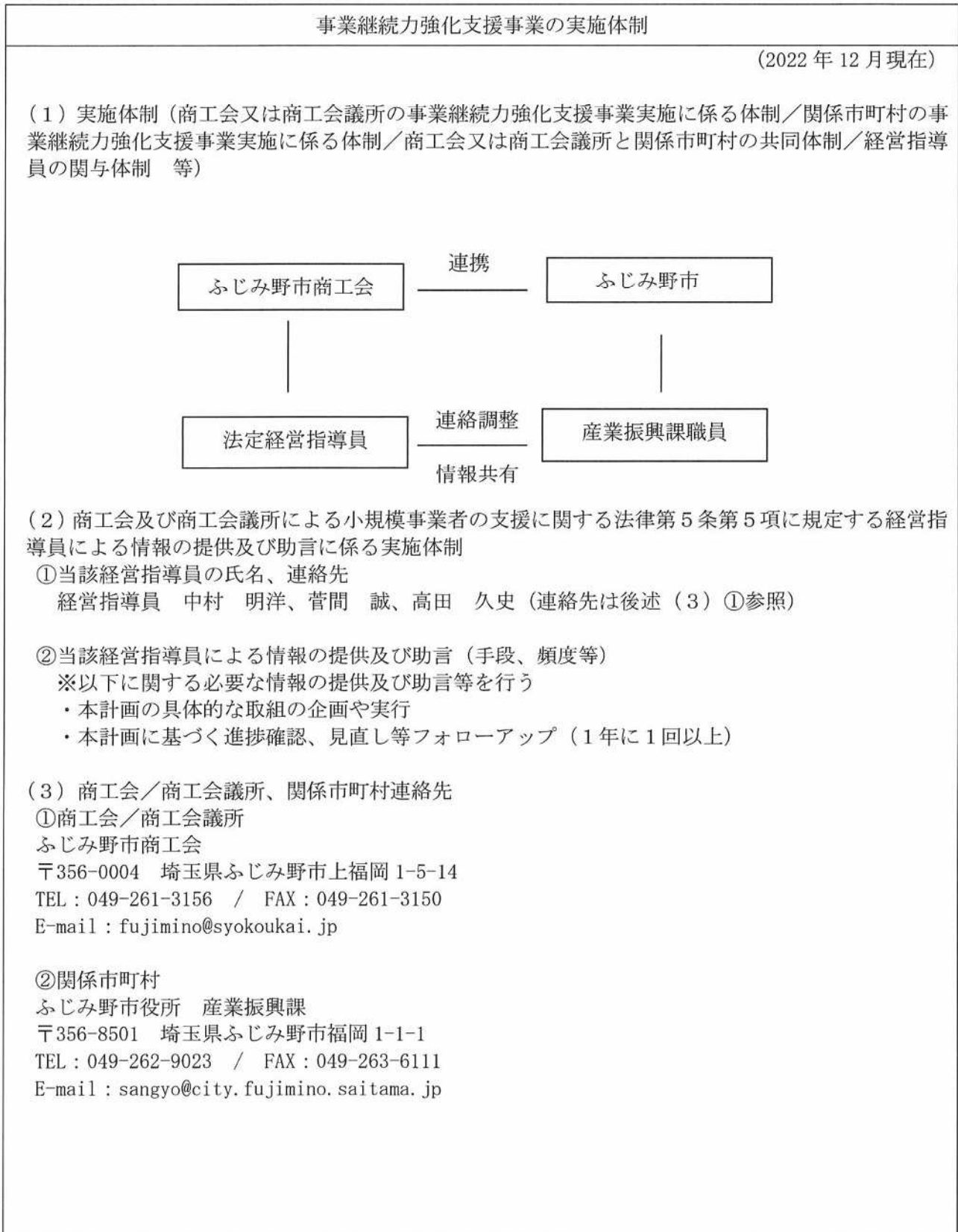
- ②ふじみ野市からの要請等がある場合、被災地域において二次被害を防止するための諸活動を実施する。
- ③当会とふじみ野市は国や県からの指示に基づいて被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定を行う。
- ④当会とふじみ野市が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。
- ⑤感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会とふじみ野市が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ 周知活動費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、ふじみ野市補助金、埼玉県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

